

平成 29 年 8 月 18 日

海上保安庁告示のお知らせ

平成 29 年 6 月 7 日に、別添のとおり、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示(平成 29 年海上保安庁告示第 21 号)をお知らせしておりましたが、このたび同じしゅんせつ工事が終了し、下記告示のとおり船舶の航行の制限が解除されますのでお知らせします。

海上保安庁告示第 34 号

海上交通安全法(昭和 47 年法律第 115 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 29 年 8 月 18 日

海上保安庁長官 中島 敏

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示の一部を改正する告示

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示(平成 29 年海上保安庁告示第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。		
海 域	期 間	船 舶
(略)	平成 29 年 7 月 1 日から <u>同年 8 月 18 日まで</u>	(略)
改正前		
次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。		
海 域	期 間	船 舶
(略)	平成 29 年 7 月 1 日から <u>同年 8 月 31 日まで</u>	(略)

附則

この告示は、公布の日から施行する。

注 上記告示内の上欄は海域の欄、中欄は期間の欄、下欄は船舶の欄のことをさします

お問合せ先

第六管区海上保安本部交通部航行安全課 tel082 - 251 - 5111